

2. 支援システムの概要

(1) モデル図

広島市発達障害者支援体制づくり推進プログラム（2013—2017）

平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、そのため広島市では、発達障害者の乳幼児から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援体制の整備についての検討を行い、平成21年3月に「広島市発達障害者支援体制づくり推進プログラム」を策定し、支援に取り組んできた。このプログラムが平成24年度で終期を迎えるため、平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間とする「広島市発達障害者支援体制づくり推進プログラム」を策定した。平成24年度に行った施策及び、平成24年度までの施策を踏まえて、新規拡充案を示している。

1 早期発見のための取組・体制の充実

事業・取組の概要	担当	実施状況(H25)
① 保護者への普及啓発 乳幼児健診で配付する子どもの成長・発達や、生活習慣、健康づくりなどに関する啓発用パンフレットに、発達障害についての情報を掲載し、保護者の気づきを促進するとともに、周囲の理解を深める。	こども・家庭支援課	平成25年度から1歳6か月児健康診査で配布する啓発用冊子に発達障害についての情報を新たに掲載し、保護者に配布した。
② 要観察児及び保護者への支援 ●1歳6か月児健診の受診者のうち、発達障害と恐れられ支援が必要な親子に対し、遊びを通じて具体的な関わり方を指導するとともに、保護者の気づきを促すための親子教室を開催する。 ●乳幼児期の子どもの成長・発達についての相談先を広く周知するためのリーフレットを市内の小児科等へ配布する。	こども・家庭支援課、保育指導課、こども療育センター	●各区年2回計16回、保育園等を会場として親子教室を実施した。（参加親子数：延486組） ●市内の小児科、幼稚園、保育園等へ子どもの成長・発達についての相談先を広く周知するためのリーフレットを配布した。
③ 乳幼児健診従事者、小児科医等への研修の実施 乳幼児健診等に従事する保健師、保育士等を対象に、援助技術の習得等実践的な研修を行うとともに、小児科医等を対象に、発達障害に関する理解を深めるための研修を実施する。	こども・家庭支援課、こども療育センター	乳幼児健診従事者を対象として、基礎研修2回（参加者数140人）、実践研修1回（参加者数37人）を実施した。
④ 5歳児を対象とした支援		

就学後の適切な支援に結び付けるため、各区の保健センターにおいて、4、5歳児を対象に、心理相談員による個別相談を実施する。	こども・家庭支援課	保育園、幼稚園を通じて保護者に「5歳児発達相談のお知らせ」を配布し、子どもの発達の状況について保護者の気づきを促進するとともに、相談を希望する保護者に対し、保健センターにおいて5歳児発達相談を実施した。（安佐南区：年8回、西区・南区：年6回、中区・安芸区：年5回、東区・安佐北区・佐伯区：年4回、合計年42回、相談者数：延107人）
⑤ 発達障害診療医療機関の周知【拡充】 ●早期発見、早期療育につなげるため、発達障害の診療を行う医療機関について、市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等）へ掲載する。 ●また、各区相談窓口やこども療育センター等において周知を図る。【拡充】	こども・家庭支援課	●「発達障害支援ネットひろしま」の中で、広島県が作成している発達障害診療報酬医療機関のリストを見ることができるようにリンクを作成している。 ●各区の保健福祉課の職員に対して、上記のリストの周知を行った。

2 療育・訓練体制の充実

事業・取組の概要	担当	実施状況(H25)
① こども療育センターにおける医師等専門スタッフの充実及び専門研修の実施 ●こども療育センターの受診を希望する乳幼児に対し、速やかに診断を行い、診断後の適切なフォローが行えるよう、医師、心理療法士等の専門スタッフの充実を図る。 ●こども療育センターにおいて発達障害児支援の中核となる保育士等を育成するため、発達障害の評価から支援までの、より専門的・実践的な研修を実施する。	こども・家庭支援課、こども療育センター	●平成25年度において、光町こども療育センターにおける心理療法士（嘱託職員）1名、保育士1名を増員した。 また、西部こども療育センターなぎさ園における発達障害児の受入れ体制の整備として、心理療法士1名、言語聴覚士1名、保育士1名の計3名を増員した。 ●発達障害児の支援について専門的・実践的な研修を行い、こども療育センターの職員の育成を図った。 こども療育センター（光町、北部、西部）において、4回（3センター×1回、保育園との合同研修1回）実施した。
② こども療育センターの外来療育教室の充実		

●こども療育センターにおいて、言語聴覚士、保育士等専門スタッフが行う、基本的な日常生活習慣の学習、集団の中での対人関係の能力向上等のための療育を充実させるため、発達障害児の外来療育の支援内容について経験豊富な専門家による評価・指導を実施する。 ●こども療育センターの外来療育教室等において、言語聴覚士、作業療法士等が、様々なアプリケーションを利用できるタブレット型コンピュータを活用することにより、障害特性に応じた効果的な訓練を実施する。	こども・家庭支援課、こども療育センター	●こども療育センターにおいて、経験豊富な専門家による評価・指導を受け、療育に必要とされる専門的な知識や技術を職員に身につけさせることにより、療育の質の向上を図った。 こども療育センター（光町、北部、西部）において、4回（3センター×1回、保育園との合同研修1回）実施した。 ●こども療育センターの職員を対象に、タブレット型コンピュータを活用した療育に対する研修を1回実施した。
③ こども療育センターの発達障害児受入体制の整備【新規】 発達障害児に対して障害特性に応じた専門性を持った療育を実施するため、こども療育センター内の児童発達支援センターにおける発達障害児の受入体制を整備する。	こども・家庭支援課、こども療育センター	平成25年度から西部こども療育センターのなぎさ園（児童発達支援センター）において、発達障害児の対応クラスを設け、受け入れを開始した。定員は、午前クラス5名、午後クラス5名の計10名で、前期後期合わせて72名の利用があった。
④ 地域における療育の充実に向けた専門研修の実施【拡充】 ●児童発達支援（未就学児）及び放課後等デイサービス（就学児）を実施する事業所の専門スタッフを対象として、社会生活の中で人間関係や集団行動を上手に営んでいくための技能訓練（ソーシャルスキルトレーニング）を学ぶ研修を実施する。 【拡充】 ●保育園等において発達障害児支援の中核となる保育士等を育成するため、発達障害の評価から支援までの、より専門的・実践的な研修を実施する。	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、こども療育センター	●平成26年度に実施。 ●こども療育センターの職員と合同で、保育園の保育士を対象に発達障害児に対する支援の専門的・実践的な研修を1回実施した。
⑤ 発達障害診断後の家族への研修の実施【拡充】		

●障害のある子どもの理解と対応や支援制度等について基礎的な研修を実施する。 ●発達障害のある子どもの行動の特性を理解し、具体的で効果的な対処法（ペアレントトレーニング）を学ぶための実践的な研修を実施する。【拡充】	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、こども療育センター	●こども療育センターにおいて、発達障害児の理解と対応や障害福祉制度の説明などをテーマに保護者等支援者研修を年間17回開催した。 ●平成27～29年度において実施予定。
--	--	---

3 保育園・幼稚園・学校及び地域における支援の充実【保育園】

事業・取組の概要	担当	実施状況(H25)
① 発達障害児基礎研修会等の実施 発達障害について正しい認識を持つとともに、保育園における発達障害児への気づきや関わり方などの一層の充実を図るため、研修を実施する。	保育指導課、こども療育センター	新任保育士及び発達障害児基礎研修会未受講者を対象に、年3回に分け基礎的研修を行うことにより、専門性の向上を図った。 (研修参加人数 399 名)
② 発達支援コーディネーターの養成 発達障害児やその保護者への支援の充実を図るため、発達支援コーディネーター（保育園における発達障害児支援のリーダー）の養成講座を新任者と経験者に分け、公私立保育園全園の参加を目指して実施する。また、養成講座の内容は、医学・療育の進歩に伴い新たな情報も取り入れていくこととする。	保育指導課、こども療育センター	発達支援コーディネーター養成講座を開催した。内容については、医学・療育の進歩に伴い新たな情報も取り入れて行った。 (参加保育園の施設数 151 園)

【幼稚園・学校】

事業・取組の概要	担当	実施状況(H25)
① 専門家チームによる多様な巡回相談指導の実施 大学教授、医師、学校関係者等からなる専門家チームを構成し、対象の幼児児童生徒への指導の充実と総合的な校内支援体制の整備のための指導・助言を行う。	教育委員会特別支援教育課	大学教授、医師、学校関係者等、42人による専門家チームを構成し、巡回相談指導を実施した。 申請は133園・校あり、延べ280回の巡回相談指導を実施した。

② 特別支援教育に係る推進校への支援【拡充】 ●校内支援体制の構築を目指す「特別支援教育推進校」の指定を行う。 ●自閉症・情緒障害特別支援学級の指導の充実を目指す「特別支援学級研究推進校」の指定を行う。【拡充】	教育委員会特別支援教育課	●特別支援教育推進校として小学校2校、中学校3校を指定し、専門家チーム委員を年3回程度招へいし、校内支援体制の構築に向けて取り組み、1月にはその成果を全小・中学校等へ向けて発信した。 ●特別支援学級研究推進校として小学校1校を指定し、専門家チーム委員を年4回招へいし、自閉症・情緒障害特別支援学級における自立活動の指導に係る授業づくりに取り組み、12月と3月にはその成果を全小・中学校等へ向けて発信した。
③-1 校内の指導体制の充実(特別支援教育コーディネーターの養成) 特別支援教育コーディネーター（特別支援教育を推進する教員）に対して、必要な知識と実践力・指導力の育成を図るための研修会を開催する。	教育委員会特別支援教育課	新任者（60名）と経験者（210名）別に分け、新任者に年5回、経験者に年3回の研修を実施した。 また、経験者のコーディネーターのスキルアップをさらに図るため、校長推薦者による中核的なコーディネーターの養成に係る研修（21名）を年2回実施した。
② -2 校内の指導体制の充実(個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成・活用) 適切な指導や必要な支援を行うための個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成・活用を促進する。	教育委員会特別支援教育課	個別の指導計画を活用した計画的、組織的な指導の充実を図るよう学校訪問指導や校長会等の場で指導した。 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する園・学校で、個別の指導計画に基づき指導を行っている園・学校の割合は97.8%であった。
③ -3 校内の指導体制の充実(特別支援教育体制充実検討会議の開催) 小・中学校等における特別支援教育の充実が図られるよう支援体制を検討する。	教育委員会特別支援教育課	2月に、平成25年度中に小・中学校等に巡回相談指導を多数行った専門家チーム委員等を招へいして現状についての情報共有等を行う機会を設けた。
事業・取組の概要	担当	実施状況(H25)
④ 管理職への理解・啓発の推進		

発達障害等特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒についての理解・啓発を図るために、管理職を対象に講演会を開催するとともに指導資料を作成・配付する。	教育委員会特別支援教育課	5月27日に特別支援教育体制の充実に係る管理職対象の講演会を実施した。 テーマ：「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」 講師：東洋大学参与 宮崎 英憲 先生 人数：園長・校長（副園長・教頭の代理出席含む）188人 指導資料は刊行していないが、発達障害児が在籍する特別支援学級の教育課程について資料作成・配付を行った。
⑤ 特別支援教育アシスタント事業の実施		
肢体不自由及び発達障害等、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が通常の学級に在籍する学校に対し、特別支援教育アシスタントを配置し、学校生活における指導の補助及び安全確保等の支援を行う。	教育委員会特別支援教育課	小・中学校等に発達障害等及び肢体不自由の児童生徒のアシスタントを、341人配置し、学校生活における指導の補助及び安全確保等の支援を行った。

【地域】

事業・取組の概要	担当	実施状況(H25)
① 乳幼児等医療費補助		
小学校1・2年生の発達障害児を対象に医療費の保険診療分の自己負担相当額から一部負担金の額を控除した額を補助する。	保険年金課	小学校1・2年生の発達障害のある子どもの医療費について、保険診療に係る自己負担相当額から一部負担金の額を控除した額を補助した。（平成25年度 月平均受給者数 518人）
② 発達障害者社会的スキル訓練の実施【新規】		
発達障害者を対象として、社会生活の中で人間関係や集団行動を上手に営んでいくための技能訓練（ソーシャルスキルトレーニング）を実施する。	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター	平成27～29年度において実施予定。
③ 発達障害者生活訓練の実施		

発達障害者が円滑に社会生活を送ることができるようにするため、買い物、調理実習、公共交通機関の利用の仕方、マナー等の生活訓練プログラムを実施する。	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、障害自立支援課、精神保健福祉課	発達障害者支援センターにおいて、「生活応援講座」を3回実施した。 ①「携帯電話、メールのマナーを知ろう」「クッション言葉を学ぼう」 ②「自分の時間の使い方を学ぼう」 ③「生活するために必要なお金を知ろう」「お金の安全管理について学ぼう」
④ コミュニケーション支援の充実【拡充】		
●市民やコミュニケーション支援ボードの配布先事業所等に対し、コミュニケーション支援ボードの活用（具体的な利用方法等を含む。）について周知を図る。 ●コミュニケーション支援ボードを活用した社会体験の実施を検討する。【拡充】 ●発達障害者が自ら使用することができる携帯用コミュニケーションカードや携帯電話用アプリケーション等の情報を収集し、市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等）等で発達障害者やその家族、支援者等に情報提供する。【拡充】	こども・家庭支援課	●広島市ホームページにおいて、コミュニケーション支援ボードをダウンロードができるよう掲載している。 また、特別支援教育コーディネーター研修において、活用方法等を周知した。 ●平成27～29年度において実施検討予定。 ●平成26年度に実施。

事業・取組の概要	担当	実施状況(H25)
⑤ 余暇活動等を支援するボランティアの育成		
大学、社会福祉協議会、NPO法人等と連携し、スポーツなどの余暇活動等の支援や講演会参加時の託児などを行うボランティアを育成する。	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、こども療育センター	本市が行っている講演会等において、広島市ボランティア情報センターと連携して、託児を行った。（計8回）
⑥ 災害時における発達障害者への支援の周知【拡充】		

●コミュニケーション支援ボード（災害編）や発達障害者を対象とした防災に関するハンドブック等について、市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等）へ掲載するとともに、市民講演会等での情報提供を行うことにより、災害時における発達障害者への支援について周知を図る。【拡充】 ●地域の身近な支援者である民生委員や町内会、社会福祉協議会等に対してコミュニケーション支援ボード（災害編）等の活用について定期的に周知を図る。【拡充】	こども・家庭支援課	●市民講演会の参加者（５９５名参加）に対して、発達障害者を対象とした防災に関するハンドブック等について情報提供を行った。 ●平成２７～２９年度において実施予定。
--	------------------	--

4 就労支援の充実

事業・取組の概要	担当	実施状況（H25）
① 就労に向けた生活訓練の充実【新規】 就労移行支援事業所等を利用している発達障害者に対する支援の充実を図るため、発達障害者支援センターが実施している生活訓練プログラム等を活用して、当該事業所等に対し、助言や協力を行う。	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、障害自立支援課、精神保健福祉課	相談支援ケースを通じて、就労移行支援事業所等に対して、助言等を行った。
② 発達障害者就労準備支援の実施 就労に必要な社会性や対人関係能力、体力、持久力、作業能力などの基礎づくりを図るとともに、協力事業所に対して発達障害の理解の向上を図るため、発達障害者を対象に、協力事業所での実習を実施する。	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター	８名の発達障害者が協力事業所での実習を実施した。
③ 関係機関の連携による就労支援の充実【拡充】		

●相談支援機関，就労支援機関，就労先等の連携による相談，就労，職場定着等の支援を充実する。 ●障害者職業センターが実施する発達障害者を対象とした就労支援プログラムにおいて，発達障害者支援センターが「発達障害」，「社会資源」，「生活支援」に関する講習会，学習会を実施する。【拡充】 ●発達障害者支援センター，障害者職業センター，ハローワーク，障害者就業・生活支援センターがそれぞれの役割を整理し，発達障害者に効率的に就労支援を行うことができる仕組みを検討する。【拡充】	こども・家庭支援課，発達障害者支援センター，障害福祉課，障害自立支援課，精神保健福祉課	●発達障害者支援センターにおいて，相談支援機関や就労支援機関等と連携を行い，就労支援を実施した。 ●障害者職業センターが実施する発達障害者を対象とした就労支援プログラムにおいて，発達障害者支援センターの職員が5回講師として研修会を実施した。 ●広島市障害者雇用促進検討会議の中で，ハローワークや広島市発達障害者支援センター及び就労支援機関等の職員と，就労の各場面での課題などについて情報交換を2回行った。
--	--	---

5 相談支援の充実

事業・取組の概要	担当	実施状況 (H25)
① 相談支援事業所の周知【拡充】 ●情報提供，助言，援助等を行う障害者相談支援事業所及び障害児支援利用計画の作成等を行う障害児相談支援事業所などについて，市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等）へ掲載する。 ●また，各区相談窓口やこども療育センター等において周知を図る。【拡充】	こども・家庭支援課	●平成26年度に実施。 ●区役所やこども療育センターで，相談支援事業所の周知を図った。
② 発達障害者相談支援従事者研修の実施 相談支援事業所等の職員及び行政機関相談従事者に対して個別支援計画を活用し，身近な地域において発達障害の視点を持った相談支援が可能となるよう研修を実施する。	こども・家庭支援課，発達障害者支援センター	障害者の相談支援事業所で相談に従事する職員及び行政機関相談従事者等に対して研修会を開催した。 研修会：1回（参加者31人） 講師：賀茂精神医療センター児童指導員 元山淳 氏
③ 相談窓口用アセスメントツールの検討【新規】 各区相談窓口の職員が発達障害の特性等をその場で簡便に聴き取り，的確な相談対応などに使用できるアセスメントツールについて検討を行う。	こども・家庭支援課，発達障害者支援センター	平成27～29年度実施検討予定。

④ ペアレントメンター制度の導入の検討【新規】		
発達障害のある子どもを子育てした経験のある保護者が、その経験をいかし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない保護者などに対して相談や助言を行う「ペアレントメンター制度」の導入について検討する。	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター	平成27～29年度実施検討予定。
⑤ 発達障害者オープン相談の場の運営		
発達障害者（15歳以上30歳以下）を対象として、人と関わることのできる機会を提供するとともに、発達障害者が持つ悩みや不安に対する相談支援等を行う。	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター	相談支援などを行うとともに、社会性やコミュニケーション能力の向上を図り、社会参加を促進させる場を提供した。 （東区・西区・安佐南区の3か所合計） 利用登録者数：33人 開催回数：86回
⑥ 継続した支援を行うためのツールの活用		
支援が必要となる発達障害者等のプロフィール、こども療育センターでの支援内容等を保護者が書き綴り、関係機関（医師、学校の教師等）に提示できるサポートファイルをこども療育センター等で保護者に配付するとともに、サポートファイルの意義や書き方などの研修会を開催する。	こども・家庭支援課	こども療育センター（光町、北部、西部）等において、252部配付した。 また、説明会を開催し、発達障害の診断を受けたこどもの保護者にサポートファイルを配付し、書き方や活用方法などを説明した。 開催回数：6回（保護者対象）
⑦ 関係機関の連携による処遇検討の実施		
発達障害者及びその保護者等から相談を受け、特に関係機関との連携が必要なケースについて、個別支援計画を作成し、その計画に基づき関係機関が連携して個別に支援を行うことを目的とする処遇検討会議を開催する。	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター	処遇検討会議の開催はなかったが、個別ケースに関する調整会議として保護者、学校、福祉施設、ハローワーク、障害者相談支援事業所等の関係者によるケース会議を開催し、またはケース会議に参加している。 （計159回）
⑧ 情報提供の充実		
市ホームページ内の「発達障害支援ネットひろしま」において、発達障害者への支援に関する情報（医療費補助等の福祉制度、相談支援事業所等の相談窓口、就労支援の取組等）を集約し、リソースマップとして掲載したり、パンフレットに相談支援機関の一覧を掲載するなど情報提供の充実を図る。	こども・家庭支援課	市ホームページ内に「発達障害支援ネットひろしま」(http://www.city.hiroshima.lg.jp/hattatu/index.html)を設置し、相談支援機関、医療機関等の一覧をまとめたものを「相談支援マップ」として掲載している。

6 発達障害についての理解の促進

事業・取組の概要	担当	実施状況(H25)
① 啓発イベントの実施【拡充】 ●市民を対象として、発達障害の特性、身近な地域での支援の重要性、発達障害者との関わり方等について理解を促進するために、関係機関との連携のもと専門家による講演会を実施する。 ●区役所、公民館等において、パネル展示、DVD上映、関連図書の展示等を実施する。【拡充】	こども・家庭支援課、教育委員会特別支援教育課、発達障害者支援センター	●「思春期・青年期における発達障害の理解と支援について」をテーマに、市民全般を対象とした講演会を実施した。 講師：川崎医科大学精神科学教室教授 青木省三 氏 参加者：595人 ●平成26年度に実施。
② 市職員、公共施設等職員、企業等職員への啓発研修の実施 ●各区相談窓口等の市職員を対象として、大人の発達障害に関する理解と対応等についての研修やパンフレットの配付等を行う。 ●スポーツ、文化施設をはじめとする公共施設等の職員及び企業・事業所の職員を対象として、発達障害に関する理解と対応等についての研修やパンフレットの配付等を行う。	精神保健福祉センター、こども・家庭支援課、発達障害者支援センター	●「発達障害の理解と対応」をテーマに、各区厚生部職員等を対象とした研修会を実施した。 （参加者数：28人） また、各区保健センターの精神保健福祉相談員や保健師を対象して、「重ね着症候群について」をテーマに発達障害に関する内容の研修会を実施した。 （参加者数：16人） ●発達障害者支援センターにおいて、広島市の外郭団体等に対して、発達障害に関する理解と対応等についての研修を行った。
③ 発達障害者家族の集い等の開催【拡充】		

●18歳未満の発達障害者の家族を対象として、障害の早期受容と支援制度等の周知を図るため、同じ悩みを抱える家族同士が気軽に情報交換ができる場（発達障害者家族の集い）を提供する。 ●18歳以上の発達障害者の家族を対象とした情報交換ができる場（成人期発達障害者家族の集い）を提供する。【拡充】	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、こども療育センター	●発達障害者家族の集いを開催した。 ①「発達障害の理解と対応」をテーマに、保護者を対象とした講演会を実施した。 講師：広島国際大学心理科学部准教授 伊藤啓介 氏 参加者：98人 ②グループに分かれ、先輩保護者を交えた情報交換会を6回実施した。（参加者数：延121人） ●成人期発達障害者家族の集いを開催した。 ①「発達障害のある方の就労支援について」をテーマに、成人期の子どもを持つ保護者を対象に、研修会を実施した。 講師：広島障害者職業センター主任障害者職業カウンセラー 植木康敬 氏 参加者：33人 ②「今、親にできること」をテーマに、成人期の子どもを持つ保護者を対象に、研修会を実施した。 講師：松田病院院長 松田文雄 氏 参加者：65人 ③グループに分かれ、保護者同士の情報交換会を1回実施した。（参加者：26人）
④ パンフレット等の作成・配布【拡充】 ●発達障害についての入門的な啓発用パンフレットを作成し、研修会等での配布及び公共施設等への設置を行う。 ●発達障害者への具体的な対応例を掲載したパンフレットを作成し、研修会等での配布及び公共施設等への設置を行う。【拡充】 ●発達障害者やその家族がどこにいけばどのような支援、サービスを受けることができるのかをまとめた小冊子を作成し、配布する。【拡充】	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、こども療育センター	●平成26年度に実施。 ●平成27～29年度実施予定。 ●平成27～29年度実施予定。
⑤ 情報発信		

市民と市政などの広報紙及び市ホームページ内の「発達障害支援ネットひろしま」、「特別支援教育」等に、発達障害の特性、広島市の取組等を掲載する。	こども・家庭支援課，教育委員会特別支援教育課	市ホームページ内に「発達障害支援ネットひろしま」(http://www.city.hiroshima.lg.jp/hattatu/index.html)を設置し、広島市の取組等を掲載している。
--	------------------------	---

課題：発見したら療育センターへの、拠点主義からの脱脚が望まれる（3 政令市共通）

（2）発見の場（平成 25 年度とほぼ同様）

- ・保健センター（各区に設置）
- ・地域子育て支援センター（各区に設置）
- ・保育園、幼稚園、学校
- ・こども療育センター（市内 3 か所）
- ・医療機関 等

（平成 25 年度発達障害者支援体制づくり推進プログラムの実施状況から）

1. 早期発見のための取組・体制の充実

- ① 保護者への普及啓発：平成 25 年度から 1 歳 6 か月児健康診査で配布する啓発用冊子に発達障害についての情報を新たに掲載し保護者に配布。
- ② 要観察児及び保護者への支援：各区年 2 回計 16 回、保育園等を会場として親子教室を実施した（参加親子数：延 486 組）（昨年度は延 477 組）
横浜市のように、親子教室の位置づけを、発見から診察へのインターフェイスとしてとらえ、医療に係るシステムが望まれる。
市内の小児科、幼稚園、保育園等へ子どもの成長・発達についての相談先を広く周知するためのリーフレットを配布した。
- ③ 乳幼児健診従事者、小児科医等への研修の実施：乳幼児健診従事者を対象として、基礎研修 2 回（参加者数 140 人、実践研修 1 回（参加者数 37 人）を実施した。
- ④ 5 歳児を対象とした支援：保育園、幼稚園を通じて保護者に「5 歳児発達相談のお知らせ」を配布し、子どもの発達の状況について保護者の気づきを促進するとともに、相談を希望する保護者に対して、保健センターにおいて 5 歳児発達相談を実施した。
- ⑤ 発達障害診療医療機関の周知〔拡充〕：「発達障害支援ネットひろしま」の中で、広島県が作成している発達障害診療報酬医療機関のリストをみることができるようリンクを作成している：各区の保健福祉課の職員に対して、上記のリストの周知を行った。

現在、発見後の支援は、療育センターへ紹介することで完結、の考え方が中心である。いつでもどこでも、子どもが所属している場で、気軽に支援を受けられることが望まれる。最低ラインの啓発や研修から、たとえば横浜市のように、1:6 療育相談に、療育センターの医師、ソーシャルワーカー、心理士が保健センターに出向いて相談を行うことも試みられたらよいかもしれない。

2. 乳幼児健診の実施（平成25年度）

昨年度と同じく、4か月健診（4か月時）、1歳6か月健診（1歳6か月時）、3歳児健診（3歳5か月時）健診を行っている。

5歳児健診は行っていないが、4-5歳児を対象の、5歳児相談を行っている。

- ・4か月健診；実施場所13か所（西区、安佐南区は1回につき、2診体制、安佐北区・安芸区は出張健診あり）、回数304回、受診者数10670人、

1回平均35.1人、受診率95.4%、事後措置699人（6.6%）（内発達で事後措置250人）（発達障害の疑い3.6%）

全体の事後措置率は、1.7%（安芸区）～8.4%（西区）と、区によって約5倍の差があり（昨年度は10倍の差）、

また、発達障害の疑いは、0.7%（安芸区）～6.7%（安佐北区）で、約10倍の差がある（昨年度は7倍の差）、各区の差は依然、高い。

- ・1歳6か月健診：実施場所13か所（安佐北区・安芸区は出張健診あり）、回数366回、受診者数10750人、1回平均29.4人、受診率94.6%。

事後措置の合計2416人（22.5%）（内精神面の問題で事後措置は2108人）（発達障害の疑い19.6%）

全体の事後措置率は、17.5%（東区）～29.3%（中区）と、約10%の差（昨年度は佐伯区14.1%～阿佐南区33.6%）、

また、発達障害の疑いは、15.3%（東区）～25.2%（中区）と約10%の差（昨年度は佐伯区12.9%～安佐南区28.3%）であった。

- ・3歳児健診；実施場所13か所（西区・安佐南区は1回につき、2診体制。安佐北区・安芸区は出張健診あり。

回数306回、受診者数10299人、1回平均人数33.7人、受診率88.9%、事後措置合計1404人のうち、精神面の問題967人（13.6%

内発達障害の疑い9.4%）

全体の事後措置率は、10.0%（佐伯区）～16.5%（中区）と約7%の差（昨年度は佐伯区7.4%～安佐南区19.2%）、

発達障害の疑いは、西区5.0%～安佐南区12.4%と約2倍の差（昨年度は、佐伯区2.3%～安佐南区17.2%）

各区による発見率に大きな差がある。健診の質と同時に、その後の支援があるかないかで発見率は異なると考えられる。

- ・5歳児発達相談：実施場所8か所、回数42回、受診者数107人、1回平均人数2.5人、

事後措置内訳（助言指導52人、経過観察9人、療育センター紹介43人、他機関紹介3人）

5歳児の人口数（平成26年3月末の5歳児人口）：11457人（男5852人、女5605人）

対象者数107人（対象者数に対する割合0.9%）平成23、24年度の5歳児相談の1%の受診率と同様、かなり低い。

母子保健スタッフ H25 年 4 月 1 日現在

	常勤保健師		非常勤 保健師	子育て支援 専門員
	係員	係長		
中	4	1	3	1
東	5	1	1	2
南	3	1	1	2
西	6	1	1	2
安佐南	8	1	1	2
安佐北	4	1	1	2
安芸	2	1	1	2
佐伯	3	1	1	2
合計	35	8	10	15

担当スタッフ：

保健師：常勤 43 人，非常勤 10 人

保健師 1 人あたりの 0～4 歳人口 1,625 人（保健師 1 人あたりとは係長を除く）

0～4 歳人口 (H25 年 3 月末)

		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	合計
全市	男女計	10,962	11,411	11,634	11,421	11,456	56,884
	・ 男	5,642	5,797	5,967	5,875	5,863	29,144
	・ 女	5,320	5,614	5,667	5,546	5,593	27,740

平成 24 年度（保健師：常勤 41 人 非常勤 10 人 保健師 1 人あたり 0～4 歳人口 1724 人（係長を除く）その他非常勤 15 人）に比べ、常勤保健師 2 名増員，保健師 1 人あたり 0～4 歳人口 1625 人と 100 人減。一人一人の子どもへの対応には限界のある保健師人数である。

広島市の保健師は、福岡市の保健師一人当たり 0～4 歳児人口 855 人の、約 2 倍の子どもを担当している。

3. こども療育 3 センターの地域別新規相談件数（平成 25 年度）

光町：広島市内	1004 件（85.7%）	市外・県外	165+3 件=168 件（14.3%）	計 1172 件
北部：広島市内	246 件（82.0%）	市外・県外	54+0=54 件（18.0%）	計 300 件
西部：広島市内	339 件（97.1%）	市外・県外	9+1 件=10 件（2.9%）	計 349 件
計	1589 件（87.3%）	計	232 件（12.7%）	総数 1821 件

福岡市では、福岡市の児童のみを対象としているが、急増する初診児（10 年間で 2 倍）に対して、診療枠を増やして、待ち時間を 1～2 カ月以内に収める努力をしている。横浜市でも、2 倍の増加に対して、診療までの相談機能を充実させるシステムの取り組みがなされている。

広島市の新患数は、医師の数によって新患枠が決まるため、また、新患枠を増やすことは特にされていないため、表面上、過去 5 年間、新患数は増加していない。しかし、受診希望者はかなり増えているのは実感であり、待機期間が 3～4 か月となっている。広島市の療育センターでは、福岡市とは違って、対象児は、広島市以外も受け入れているが、最近では、広島市以外の受診者の優先順位を後にすることで、対応している。それでも、3～4 か月待ちである。最近の広島市：市外からの受診者数は、9：1 の割合となっている。以前は広島市：市外の新患数＝6：4 だったことからすると、最近では広島市内の子どもにほぼ限定しているといえる。そのような対応が可能な理由として、広島市以外の地域

に、発達障害の診療や療育をする市町村やクリニックが増えたことが言える。また、たとえ、市外から受診しても、療育を受ける優先順位も低く、市外の子どもはほとんどサービスが受けられないという現状から、市外受診者の減少にも繋がっていることが考えられる。

①保健センターからの紹介：乳児健診にて要フォロー児については、児童相談所の判定員による精密健診。事後すぐに、もしくは相談を経て療育センターへ紹介。健診だけでなく、保健センターへ発達の相談をしたのちに療育センターへ受診の場合もある。

＊1歳半健診事後フォローとして、保健センターで親子教室A型を開催

〃 親子教室B型の参加(保育園・療育センター・保健センターとの共催)

＊療育センターから保健センターへの支援件数及び延べ支援人数

光町から：39件(述ベ支援人数248人)、北部から：20件(〃 108人)、西部から：19件(〃 106人)

計：78件(〃 540人)

＊保健センターから療育センターへの紹介人数(%)

光町：170人(小児科新規相談人数565人中30.1%)、北部：90人(〃 300人中30.0%)、

西部：110人(〃 349人中31.5%) 計：370人(〃 計1214人 30.5%)

＊児童相談所から療育センターへの紹介件数(%)

光町：19人(小児科新規相談人数565人中3.4%)、北部：17人(〃 300人中5.7%)、西部：15人(〃 349人中4.3%)

計：51人(〃 1214人 4.2%)

② 医療機関からの紹介：特に運動発達の遅れを伴う場合には医療機関からの紹介が多い。最近では、自閉症スペクトラムがベースにある症例に注目して支援する場合あり。(広島市における取り組みの実践例 (1) 参照)

光町：135人(小児科新患数565人中23.9%) 北部：61人(〃 300人中20.3%)、西部：85人(〃 349人中24.4%)

計 281人 (〃 1214人 23.1%)

3療育センターもほぼ同率で、20%~24%の範囲

なお、小児科開業医において保護者の気づき・診断と同時に言語聴覚療法や児童発達支援事業等を実施しているところも増えつつある。(広島市における取り組みの実践例(6)参照)

③ 保護者からの気づき：家族・親戚・知人・マスコミから療育センターへ電話相談後に受診。

家族・親戚・マスコミからの紹介件数

光町：48人(内家族・親戚から30人2.3%、マスコミから1人0.2%、知人17人3.0%)(小児科新患数565人中8.5%)

北部：42人(内家族・親戚から3人1.0%、マスコミから29人、知人から10人3.3%)(〃 300人中14.0%)

西部： 61 人（内家族・親戚から 54 人 88.5%，マスコミから 0 人，知人から 7 人 11.5%）（ // 349 人中 17.5%）

各療育センターの差が非常に大きい。特に北部の家族・親戚からの紹介は、300 人中 3 人（1.0%）で一番少なく、西部は 349 人中 54 人（15.5%）で一番多い。光町は 565 人中 30 人（5.3%）。

3 療育センターがカバーしている安佐南区を除く各エリアの高齢化率は、光町（中区 22.4%，東区 21.3%，南区 21.7%，安芸区 20.2%；平均 21.4%），北部（安佐北区：23.4%），西部（西区 18.3%，佐伯区 19.5%，平均 18.9%）

高齢化率が高いほど，家族・親戚からの受診率が低いといわれており，広島市においても，その傾向が言えるかもしれない。

④ 保育園・幼稚園：保護者の気づきがある場合は、保育士・教諭から紹介されて療育センターへ受診

気づきを促すために地域療育等支援事業の巡回相談を経て、受診に至る場合もある

保育園・幼稚園からの紹介件数＜平成 25 年度＞

光町小児科：111 人（総小児科新患数 565 人中 17.9%），北部： 82 人（ // 300 人中 27.3%）

西部： 59 人（ // 349 人中 16.9%） 計 252 人（ // 1214 中 20.8%）

保健センター（30.5%），医療機関（23.1%），保育園・幼稚園（20.8%），児童相談所（4.2%）からの紹介は，計 78.6%を占めている。

（4）医療の関わり方

広島市には，3つのこども療育センターがある。また，広島大学病院小児科，小児科クリニックにおいて，発達障害の診療や訓練，療育を行う医療機関が増えつつある。（広島市の取り組みの実践例（6）参照）

＜こども療育 3 センターについて＞

・光町（こども療育センター），北部（北部こども療育センター），西部（西部こども療育センター）

＜障害別新規相談件数＞ 光町：1172 人（内小児科 565 人），北部：300 人，西部：349 人 計：1821 人

療育センターは医療を担う施設として，診断・療育（外来療育）・訓練を行っている。

療育者の常勤は，3療育センターで、心理士 18 名（愛育園の 8 名を含む），言語聴覚士 16 名，理学療法士 13 名，作業療法士 4 名の計 51 名及び保育士 70 名，児童指導員 23 名の計 93 名，合計 144 名からなる。医療職の 51 名中心理士は 35.3%，言語聴覚士 31.4%，理学療法士 25.5%であるが，作業療法士が 7.8%で一番少ない。横浜市では，心理士 33 名，理学療法士 16 名，作業療法士 10 名，言語聴覚士 13 名，ソーシャルワーカー 33 名，他，看護師，検査技師，栄養士，事務職などが配置されている。横浜市では、メディカルスタッフにおける心理士の割合が高い。広島市には，作業療法士が少なく，ソーシャルワーカーの配置がないのが特徴的である。

平成25年度・障害別新規相談件数（こども療育3センター）

	光町（新患総数 1172 人 内小児科 565 人）	北部（新患総数 300 人）	西部（新患総数 349 人）	計 1821 人
自閉症スペクトラム	511 人（発達障害の内 43.6%）	193 人（64.3%）	267 人（76.5%）	971 人（53.3%）
特定発達障害	143 人（12.2%）	48 人（18.0%）	7 人（2.0%）	198 人（10.9%）
知的障害	68 人（5.8%）	7 人（2.3%）	16 人（10.6%）	91 人（5.0%）
コミュニケーション障害	82 人（7.0%）	12 人（4.0%）	11 人（3.2%）	105 人（5.8%）
計	804 人（68.6%）	260 人（86.7%）	301 人（86.2%）	1365 人 （75.0%）

発達障害（自閉症スペクトラム障害＋特定発達障害＋知的障害＋コミュニケーション障害）総数 1365 人（3 療育センター総数 1821 人中 75.0%）

平成24年度・障害別新規相談件数（こども3療育センター）

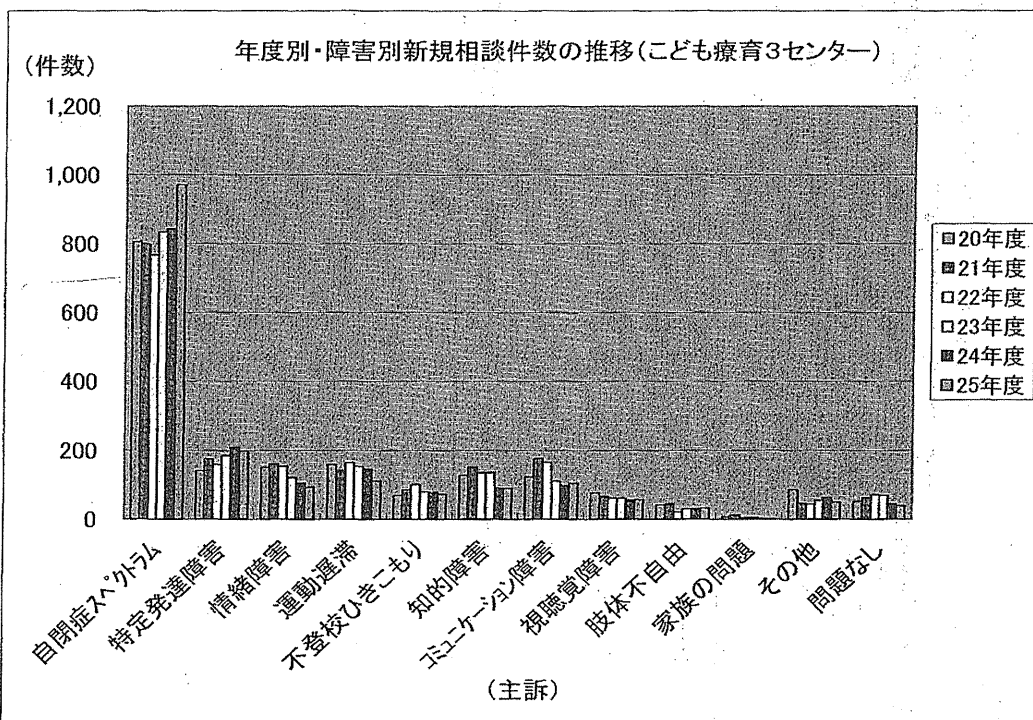
	光町（新患総数 1205 人）	北部（新患総数 235 人）	西部（新患総数 327 人）	計 1767 人
自閉症スペクトラム	455 人（発達障害の内 74.0%）	143 人（71.9%）	245 人（87.8%）	843 人（47.7%）
特定発達障害	168 人（22.0%）	35 人（17.6%）	6 人（2.2%）	209 人（11.8%）
知的障害	70 人（9.2%）	11 人（5.5%）	11 人（3.9%）	92 人（5.2%）
コミュニケーション障害	70 人（9.2%）	10 人（5.0%）	17 人（6.1%）	97 人（5.5%）
計	763 人（63.3%）	199 人（84.7%）	279 人（85.3%）	1241 人 （70.2%）

平成24年度の3つの療育センターの総新患数の約70%が発達障害であったが、平成25年度はさらに増加し75%に達している。

8. 年度別・障害別新規相談件数の推移（こども療育3センター）

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
自閉症スペクトラム	806	799	767	834	843	971
特定発達障害	141	176	159	185	209	198
情緒障害	150	161	154	122	105	93
運動遅滞	159	141	164	154	146	112
不登校ひきこもり	70	86	101	80	78	73
知的障害	128	152	135	135	92	91
コミュニケーション障害	123	177	166	110	97	105
視聴覚障害	77	67	62	61	55	57
肢体不自由	42	45	21	30	31	32
家族の問題	7	12	4	5	2	1
その他	86	46	44	55	64	49
問題なし	52	63	71	70	45	39
合 計	1,841	1,925	1,848	1,841	1,767	1,821

※ 各センター別の内訳は別紙のとおり。



- ・医師の数及び新規受付患者枠（平成 24 年度とほぼ同様）

光町：小児科医 2 名（兼務 2 名）就学前の子どもが対象。

精神科医 3 名（兼務 2 名）

患者は、小学校前後の発達障害ケースと、中学校以降の不登校ケースに大別される。

耳鼻咽喉科（囁託医 1 名）毎水曜日午前中の中のみの診察。聞こえの問題以外に、言葉の遅れ、発音の問題
コミュニケーションの問題を主訴に受診。

北部：小児科医 1 名（兼務 1 名）就学前の子どもが対象（原則）

西部：小児科医 2 名 就学前の子どもが対象（原則）

小児科・精神科とも、1 回の初診診察時間は 40 分～60 分。

- ・業務内容（平成 24 年度とほぼ同様）

- ① 診断の告知・診断書の作成・精査・投薬・療育計画の伝達等を主とする。
- ② アセスメントに基づき、診断、年齢、状況によって個別療育・セラピーなど支援からスタートする場合も多い。

- ・外来療育教室＜平成 25 年度＞

光町 全参加人数 502 人（昨年度に比べ、一クラスの定員の増減で対応）

就学前の発達障害児の外来教室なのはな 1. 2.（各 5 人×前期と後期の 2 回、計 10 人）

就学後の発達障害児の外来教室：ポパイ教室（月 2 回 6 か月、各 9 人×前期と後期の 2 回、計 18 人）

ウインズ（月 1 回 1 年、前期 15 人、後期 17 人）

くれよん 1（月 1 回 1 年、前期 23 人、後期 24 人）

くれよん 2（月 1 回 1 年、前期 20 人、後期 16 人）

就学後、発達障害児の外来療育を受けている児童は、年間延べ 86 人（18 人＋32 人＋36 名）

北部 全参加人数 171 人

就学前の発達障害児の外来教室とまと（週 1～2 回、3～4 カ月、年少・年中・年長の計 15 人、延べ人数 122 人）

西部 全参加人数 285 人

就学前の統合援助教室：教室数：11 教室（参加人数 88 人）

学童支援：1 年生の会（保護者のみ）：1 年計 4 回（参加人数 15 人）

わいわいクラブ：1 年計 7 回（小 2～6 年、参加人数 12 人）

平成 24 年度と 25 年度の大きな違いはないが、希望者の増加や学童期への支援を継続するため、それぞれの療育センターで工夫している。